

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がCの事業)

【C評価の事業で、増額要求を行っているもの】

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
7	7	—	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	療養施設(労災病院を除く)及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための運営等を行う。		7,186,446	9,900,269	2,713,823
7-1	7-1	C	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(労災病院の運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。</li> <li>・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。</li> <li>※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。</li> <li>・平成26年度までは、独立行政法人評価委員会に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等を踏まえ、ガバナンスの一層の強化を図るため、労災病院ネットワークにおける各病院の役割指示、PDCAによる評価と改善、経営指導等を更に徹底し、労災病院グループ全体として効率的に労災疾病に取り組むこととする(なお、労災病院事業については、平成28年度も引き続き交付金等の国からの財政支出を受けずに運営することとしているため、概算要求額はない)。			
7-2	7-2	C	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(医療リハビリテーションセンターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。</li> <li>・同センターでは、被災労働者等の病气やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。</li> <li>・隣接する職業リハビリテーションセンター(「独」高齢・障害者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</li> <li>・26年度までは、独立行政法人評価委員会に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>	自己収入の確保に努めるとともに、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における仕様等の見直しによって事業費等の削減に取り組み、運営費交付金割合について、前年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図ることとする。			
15	14	C	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	<p>本事業の対象者である65歳未満の労災重度被災労働者は、一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、じん肺等労災特有の傷病・障害を有する者が多く、これらの者は家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、健康や介護に関する深刻な問題を抱えている。これら労災重度被災労働者は全国で約11,000人に上り、国としては、引き続き、これらの者の生命・生活維持のために専門的な訪問支援等を実施する必要がある。</p> <p>その上で、アウトカム指標が達成できなかったため、受託者との協議会を定期的に開催し、事業運営状況の聴取及び必要な指示を行うことにより、引き続き適切な事業運営がなされるよう取り組んでいる。</p> <p>なお、本事業については、平成25年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施し、平成26年度から28年度までの3年契約を締結しており、平成28年度要求は所要額(契約額)を要求している。</p>	462,412	462,412	0
17	16	C	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	<p>重度被災労働者を長期間介護していた遺族にとって、その生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行うことが肝心であり、本事業を引き続き実施することとし、前年度の実績を勘案した結果増額要求を行っている。</p> <p>平成26年度は申請のあったものについて、一部、迅速・適正(1ヶ月以内)に処理を行うことができなかったため、都道府県労働局に対して、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とすること、申請から決定までに1ヶ月以上の期間を要する場合、申請者に連絡した上で、迅速・適正な処理に努めるよう通知を行った。</p>	29,000	55,000	26,000

※予算額は、運営費交付金の総額であり、「労災病院の運営費」(平成27年度事業番号:7-1)には運営費交付金は投入されていない。)なお、平成28年4月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構が統合すること等に伴い、増額となっている。

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がCの事業)

資料3-4

【C評価の事業で、増額要求を行っているもの】

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
18	17	C	労災特別介護施設設置費	在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。	<p>本事業は、労災特別介護施設の設備等の経年劣化に伴う修繕を行う事業であり、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、引き続き実施する必要がある。</p> <p>その上で、平成26年度に予定していた修繕が当年度内に実施できなかったため、今後、適切な水準の予算及び十分な工期を確保し、入札執行状況や工事の進捗状況について適時確認するとともに、工期が比較的長期間になると予想されるものについては初年度に設計、次年度に工事と年度を分けて要求を行うことで改善を図っている。</p> <p>平成28年度概算要求については、経年劣化が進行している労災特別介護施設において、入居者の生命・生活に影響を及ぼしかねない緊急性の高い修繕案件があるため、増額要求を行っている。</p>	177,969	200,178	22,209
68	67	C	雇用均等行政情報化推進経費	企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。	<p>本件事業は、雇用均等室の主たる業務である行政指導の記録等について、端末を利用してデータベース管理し、迅速かつ適切な業務処理を行うためのシステムの運用を行っており、当該事業なくしては雇用均等行政の業務に多大な支障が生じるため、引き続き事業を継続する必要がある。</p> <p>概算要求に当たっては、システムの安定稼働及び雇用均等行政の運営に必要な最低限の運用経費を要求しているが、セキュリティ対策に係る経費を新規要求していること、女性活躍推進法が成立したことに伴う(女性活躍推進法関係の)帳票群の新規作成に係る大規模なデータベースの改修が必要なことから増額要求を行っている。</p>	57,898	103,464	45,566

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がCの事業)

【C評価の事業で、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
58	56	C	技能実習生に対する事故・疾病防 止対策等の実施のための経費	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事 故・疾病防止対策等を行う。 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案が成立した場合 には、本法案に基づく事業を実施することとしており、本事業は廃止する方針。	廃止(平成27年度限りの事業)	67,515	0	▲ 67,515

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がBの事業)

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

(単位:千円)

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求におけるの見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
5	5	5	B	障害者職業能力開発校施設整備費	業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。	<p>精神障害者を始めとする障害者の求職申込件数が増加を続ける中で雇用のセーフティネットとして障害者職業能力開発校の運営が非常に重要となっていることから、本事業の引き続きの継続は必要不可欠である。</p> <p>予算については、訓練機器の更新について、より緊急性の高い機器に絞って要求することにより、要求額の削減を図ったが、施設整備については大規模耐震改修工事や消防設備の不備解消に早期に対応するよう各機関から指摘を受けている施設の建て替えなどスケジュールの後ろ倒しが困難なものがあり、全体として要求額が増となっている。</p> <p>平成26年度アウトプット指標に係る目標が未達成である原因としては、①求職障害者のうち、精神障害者や発達障害者の求職申込件数が急増しているものの、全ての障害者職業能力開発校において精神障害者や発達障害者に対する訓練技法等が必ずしも十分に習得されていないことから精神障害者等に対応した訓練コースの設定が少ないこと、②身体障害者の受入れが過半を占めている(平成26年度受入割合50.8%)が、法定雇率の引上げ等に伴い入校者数が減少していること、③入校の申込みをしたものの、障害の状態が安定せず訓練受講の継続が難しいことから訓練受講に至らない場合が多いこと等が考えられる。</p> <p>そのため、平成25年度から訓練指導員に対して指導技法の提供や訓練計画の作成等の支援を行う事業に取り組んでおり、引き続き支援難度の高い障害者の受入体制を整備する。また、平成27年度から障害の状態が安定せず訓練受講の継続が難しい精神障害者等が段階的に受講できる訓練を実施し、受入れを促進する。</p>	585,434	1,197,248	611,814
19	19	18	B	労災特別介護支援経費	在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。	<p>アウトプット指標がわずかに達成できなかったため、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行うとともに、行政側としても本事業について、都道府県労働局及び都道府県障害福祉主管部局に対して周知広報等の協力依頼を行う等の取組を強化し、入居率向上に努めている。</p> <p>なお、本事業については、平成25年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施し、平成26年度から28年度までの3年契約を締結しており、平成28年度要求は所要額(契約額)を要求している。</p>	1,901,810	1,901,928	118
40	40	40	B	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	劣悪な労務管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける常設の「労働条件相談ほっとライン」の設置による相談体制の整備や、労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件ポータルサイトの開設、大学や高校等での法令の周知啓発の実施などの情報発信を行う。	<p>年度当初を予定していた調達が年度途中となったこと等により、活動指標の一部が当初見込みを下回ったものであるが、「日本再興戦略(改訂)」(平成26年6月閣議決定)において、「若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。」とされるなど、若者「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化が求められていることを踏まえ、活動指標に対する当初見込みを達成するべく、更なる効果的な周知広報等を実施することとして、引き続き同規模の予算で実施することとした。</p>	228,631	229,587	956

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がBの事業)

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

(単位:千円)

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
72-1	72-1	71-1 (71-2へ 一部組 換)	B	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和对策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	過労死ラインである月80時間を超える所定外労働時間の状態を改善するためには、その前提となる週労働時間60時間以上働く労働者を減らす必要がある。このためそのための働き方の見直しに取り組む中小企業事業主に対して支援を行う必要があることから、引き続き、本事業を実施することとした。 その上で、職場意識改善助成金について、既存の職場環境改善コース及び所定労働時間短縮コースの執行実績を踏まえ概算要求額を見直すとともに、労働政策審議会労働条件分科会における議論等を踏まえ、長時間労働の抑制の取組を更に推進するため、時間外労働の上限設定を導入する措置をとる中小企業事業主に対して助成する時間外労働上限設定コース(仮称)を新設するための概算要求を行った。 平成26年度の「労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数」が未達成であった原因としては、平成25年度に成果目標の達成状況に応じた補助率に見直したこと、制度創設から9年が経過し、一定の役割を終えたことなどが考えられる。また、「職場意識改善助成金の支給決定件数」が未達成であった原因としては、事業主側の事情(書類の不備や経営状況の悪化等)により支給に至らなかったケースが多かったことなどが考えられる。 このため、労働時間等設定改善推進助成金について、近年利用実績が低調であったことを踏まえ、平成26年度限りで廃止した。また、職場意識改善助成金について、事業主の書類作成にかかる手間を省くため、より分かりやすい申請マニュアルを作成するとともに、事業主のインセンティブを高めるため上限額の増額を行った。	1,368,016	1,968,381	600,365
78	78	77	B	雇用労働相談センター設置経費	国家戦略特別区域に雇用労働相談センターを設置し、新規開業直後の企業、グローバル企業等に対する相談等の援助を的確に実施することにより、労使間の紛争が生じることなく事業展開することを容易にするとともに、過重労働による健康障害防止や長時間労働の抑制、労働災害発生防止、雇用の安定等を図る。	平成26年度後半に、3つの国家戦略特別区域(福岡市、関西圏、東京圏)において、雇用労働相談センターを設置したところであるが、平成28年度においては、国家戦略特別区域会議の動向(センター設置数の増加等)及び平成27年度契約実績等を踏まえて増額要求を行っている。 ※雇用労働相談センターの設置は、国家戦略特別区域会議(内閣府)において決定されるものである。	249,226	360,570	111,344

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がBの事業)

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
26	25	B	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究	小売業等における労働災害発生件数を減少させるため、業界団体等に「専門検討委員会」を設け、小売業等に係る団体や事業場に、労働災害の防止に有効な設備、装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し報告書に取りまとめ、今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及に活用する。	廃止(平成27年度限りの事業)	4,780	0	▲ 4,780
30-2	29-2	B	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における放射線管理の適切な実施の指導等を行う。	今後、放射性廃棄物処分事業が本格化し、引き続き多くの労働者が放射線業務等に従事することが見込まれるため、事業は継続して実施していくが、除染事業の工事が平成28年度は減少することが見込まれ、放射線業務等の従事者数も全体として減少が見込まれるため、減額要求を行っている。	56,505	37,475	▲ 19,030
72-2	71-2 (71-1か ら一部 組換)	B	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)	2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にする等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	成長戦略等に基づき、引き続き、適正な労働条件下での良質なテレワークの普及促進を図るため必要な予算を要求するとともに、職場意識改善助成金テレワークコースについて、執行実績を踏まえ、概算要求額を削減した。	454,545	276,621	▲ 177,924

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	67,852	43,240	▲ 24,612
2	2	A	義肢等補装具支給経費	業務災害又は通勤災害により両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の社会復帰を促進するため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	2,657,635	2,888,083	230,448
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に不随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給、及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	3,680,267	3,733,250	52,983
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	436,801	404,345	▲ 32,456
6	6	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	人件費単価等の見直しを行った結果、増額要求を行っている。	448,887	449,364	477

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
7	7	-	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	療養施設(労災病院を除く)及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための運営等を行う。		7,186,446	9,900,269	2,713,823
7-3	7-3	A	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。</li> <li>・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的なせき髄損傷の専門施設。</li> <li>・26年度までは、独立行政法人評価委員会に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>	自己収入の確保に努めるとともに、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における仕様等の見直しによって事業費等の削減に取り組む、運営費交付金割合について、前年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図ることとする。	※予算額は、運営費交付金の総額であり、「労災病院の運営費」(平成27年度事業番号:7-1)には運営費交付金は投入されていない。)		
7-4	7-4	A	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所を設置。</li> <li>・入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。(27年度現在1箇所)</li> <li>・26年度までは、独立行政法人評価委員会に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>	廃止(平成27年度限りで全ての施設を廃止)			
7-5	7-5	A	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。</li> <li>・26年度までは、独立行政法人評価委員会に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>	利用者のサービスの向上を図りつつ、施設管理費等の更なる節減等の見直しを図ることとする。			
7-6	7-7	A	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過労死予防等に関する個人対象の指導・相談を中心とした予防医療活動を行ってきた「勤労者予防医療センター」については、平成26年度に予防医療や治療と就労の両立支援に関する調査研究を行う「治療就労両立支援センター」に改編した。</li> <li>・全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に関する勤労者に対する健康相談及び指導に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を実施。</li> <li>・26年度までは、独立行政法人評価委員会に諮り、必要な意見の提言を受けている。</li> </ul>	治療就労両立支援センターにおける事例の収集・集積その調査研究を実施しつつ、施設管理費等の更なる節減等の見直しを図ることとする。			
8	8	A	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。	中期目標に基づき、既存の施設等の耐用年数、使用頻度等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業毎に整備計画を立て、これに基づき契約を進めていることから、今後も計画の適正な実施を図ることとし、増額要求を行っている。	2,669,995	2,815,173	145,178
9	9	A	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、技術水準の向上を図る。	調査研究対象の拡大及び新たな調査研究の実施による増額要求を行っている。	1,526,569	1,684,850	158,281

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
11	10	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置を行う。	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより減額要求を行っている。	8,924	7,965	▲ 959
12	11	A	労災就労保育援護経費	労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより増額要求を行っている。	75,334	80,258	4,924
13	12	A	労災就学援護経費	労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学援護費の支給を行う。	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより減額要求を行っている。	2,945,972	2,920,866	▲ 25,106
14	13	A	労災保険相談員等設置費	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。	社会復帰相談員等の厚生年金の保険料率増伴う社会保険料等の増額等により、増額要求を行っている。	565,979	567,229	1,250
16	15	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、遅発性疾病に罹患し、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	1,702	1,474	▲ 228
20	19	A	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	平成26年度の執行実績を踏まえ、概算要求を行うこととした。	2,845,821	2,844,170	▲ 1,651
21	20	A	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	11,749	8,324	▲ 3,425
22	21	A	石綿関連疾患診断技術研修事業	医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施する。	行政事業レビュー推進チームの所見等を踏まえ、業務を効率的に遂行する観点から事業内容を見直し、保険給付の支給に係る事業と統合することとした。	20,980	0	▲ 20,980
23	22	A	石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、労働基準監督署等からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署等に対して意見書の提出等を行う。	行政事業レビュー推進チームの所見等を踏まえ、業務を効率的に遂行する観点から事業内容を見直し、保険給付の支給に係る事業と統合することとした。	15,656	0	▲ 15,656
24	23	A	労働安全衛生等事務費	労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費である。	事業の執行実績を踏まえて、引き続き要求を行うこととし、安全衛生総合会館等の管理業務経費等を見直したことにより、減額要求を行っている。	197,108	195,490	▲ 1,618
25	24	A	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業からの申請に基づき、労働環境水準の高い優良企業を客観的な指標で評価し、積極的に公表することにより、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業の情報を求職者等に共有することを目的とする。	事業の実施状況等を踏まえ、引き続き要求を行うこととし、加えて制度の更なる促進のため周知啓発にかかる事業を行うこととしたため、増額要求を行っている。	15,686	32,030	16,344

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求におけるの見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
-	26-1(一 部27-1 及び48 に組 換)	A	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業(危険性・有害性等の調査等普及促進事業)	全国の中小零細規模事業場集団を対象として、効果的なリスクアセスメントの習得を図らせるため、リスクアセスメントに関する座学・実践の2回の研修を行う。	廃止(平成26年度限りの事業)	-	-	-
28-1	27-1 (26-1か ら一部 組換)	A	安全衛生啓発指導等経費	労働災害防止活動の基本である、事業者及び労働者の安全衛生意識の徹底を図るとともに災害防止活動を効果的に促進させるため、無災害運動の奨励や安全衛生教育の実施を行う。	事業の執行状況を踏まえて、引き続き要求を行うこととし、耐用年数を迎えた作業服の交換のために、増額要求を行っている。	117,248	119,766	2,518
28-2	27-2	A	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)	「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但し書きに規定する指定機関として、同省令第24条及び25条並びに登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	119,841	119,841	0
29	28	A	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OOSH NET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	事業の執行実績を踏まえて、引き続き要求を行うこととした。なお、会場資料作成費等の経費を一部見直したことにより、減額要求を行っている。	8,372	7,840	▲ 532
30-1	29-1	A	職業病予防対策の推進 (東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。	長期的健康管理システムの改修項目の見直しにより要求額を減額する一方、機器更改によるデータ移行等を新たに計上したため、増額要求を行っている。	362,865	363,975	1,110
30-3	29-3	A	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化)	東電福島第一原発作業員や除染作業員の放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等では事実誤認や厚生労働省の見解とは相容れない記載が見られるなど、必ずしも正しく認識されていない状況であることから、作業員の放射線被ばく状況やその対策に関連する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページのほか、世界保健機関(WHO)や国際労働機関(ILO)などの国際機関への情報提供や国連機関の駐在事務所を通じた国際発信等を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	19,920	17,788	▲ 2,132
31	30	A	じん肺等対策事業	不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないように、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。	事業の実績を踏まえて健康診断及び健診旅費の支給見込み件数を見直したことにより、増額要求を行っている。	1,576,758	1,598,039	21,281
32	32	A	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	改正労働安全衛生法により、職場の受動喫煙防止対策について実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務となり、また国が必要な援助を行うことが規定されている。 平成28年度は、これまでの事業の執行実績を踏まえた上で、以上の背景を受けて、委託事業及び補助金を全体的に充実させて、事業を実施することとしており、受動喫煙防止対策助成金の見直しのための検討会を開催するため、増額要求を行っている。	883,483	983,042	99,559
33	33	A	新規化学物質の有害性調査試験	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	86,905	86,853	▲ 52

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
34	34	A	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	事業の執行実績を踏まえ、また、ばく露実態調査の対象とする物質を変更することに伴い、減額要求を行っている。	622,041	497,268	▲ 124,773
35	35	A	化学物質の有害性調査等事業	化学物質による長期低濃度ばく露による重篤な遅発性健康障害の防止を図るため、がん原性のおそれのある化学物質について計画的に、実験動物を用いるがん原性試験を実施する。	「独立行政法人労働者健康福祉機構運営費」事業と統合	856,374	0	▲ 856,374
36	36	A	石綿障害防止総合相談員等設置経費	労働者の石綿による健康障害を防止するため、石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の審査や事業者への指導を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	246,116	246,166	50
37	37	A	労働衛生指導医設置経費	頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	3,207	3,207	0
38	38	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、ストレスチェック及び面接指導を行う医師、保健師等に対する研修や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。	ストレスチェック制度が平成27年12月に施行され、企業におけるストレスチェックの実施が平成28年度から本格化することに伴い、新たにストレスチェック実施促進員による訪問指導を行うための経費や、治療と職業生活の両立支援に関する相談や事業場に対する指導援助を行うための経費を新規要求したことから、増額要求を行っている。	3,087,646	3,612,134	524,488
39	39	A	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	時間外労働・休日労働に関する協定について、限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。事業主、労務担当者等を対象に、過重労働解消のためのセミナーを行う。	「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月閣議決定)において、監督指導体制の充実強化等が盛り込まれたほか、平成26年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行され、平成27年7月には、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、過重労働対策の一層の強化が喫緊の課題となっている。 これを踏まえ、新たに、労働時間管理適正化指導員(仮称)の配置や、インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施等のために、増額要求を行っている。	257,230	454,397	197,167
42	41	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス・ポータルサイトによる情報提供・メール相談や、労働者等からのメンタルヘルスや過重労働による健康障害に関する電話相談を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、要求することとするが、一部事業が産業保健活動総合支援事業へ統合されるため、減額要求を行っている。	136,730	84,482	▲ 52,248
43	42	A	治療と職業生活の両立等の支援対策事業	新規起業事業場就業環境整備事業	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	9,976	9,891	▲ 85
44	43	A	新規起業事業場就業環境整備事業	新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等を行う。	労働基準関係法令に関するWEB診断事業を新たに実施するため、増額要求を行っている。	80,959	109,569	28,610
45	44	A	働きやすい職場環境形成事業	労使が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。	労使のパワーハラスメント対策の更なる推進を図るため、事業内容を見直すとともに、必要な予算を計上した結果、増額要求を行っている。	119,963	125,313	5,350

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求におけるの見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
46	45	A	建設業等における労働災害防止対策費	建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 また、建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等足場以外の様々な高所作業により発生していることから、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全带取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全带」の普及等を図る。 東日本大震災により大きな被害が生じた建設物をはじめとする施設等に係る復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、労働災害の発生が危惧されるところである。このため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 さらに、建設業における人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法の決定や部下の教育・指導を行うなど、建設現場の安全衛生管理に果たす役割の大きい職長等の指導力向上を図るための研修会を全国で実施する。	建設需要の増大に対応するため、訪問支援等を行う現場の数を増加させるとともに、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に係る労働災害防止対策等を新たに実施することとし、増額要求を行っている。	312,176	461,291	149,115
47	46	A	荷役作業における労働災害防止対策経費	平成25年3月に策定した、荷役作業の安全対策ガイドラインの周知のための研修会を開催し、また、本ガイドラインを踏まえて、専門家を派遣して個別の事業場に対して安全診断・改善診断を実施するとともに、荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会を開催する。	事業実施に係る専門家、コーディネーターの件費を見直した結果、減額要求を行っている。	31,598	31,224	▲ 374
48	47	A	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。 (なお、諸外国の先進的な対策を検討し、検討結果に基づく我が国への林業労働災害防止対策に応用可能な対策を実地に検証する委託事業については、平成25年限りで廃止。)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	6,754	6,228	▲ 526
49	48 (26-1から一部組換)	A	機械等の災害防止対策費	本省、労働局及び労働基準監督署による①機械設置届等に係る審査及び実地調査、②検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行う。 また、機械安全に係る国際規格等を調査し、安全水準の向上に寄与すると認められる規格について、検討会を開催の上、行政が推奨すべき規格概要を取りまとめる。	産業用ロボットの中小規模事業場への普及が予想されることから、産業用ロボットのリスクアセスメントのマニュアルを作成するため、「産業用ロボットのリスクアセスメント促進等事業」を新たに実施することとし、また「国内外における機械安全規格の調査事業」を廃止とする事業の見直し等を行い、増額要求した。	61,775	66,705	4,930
50	49	A	特別安全衛生指導等経費	火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	50,334	50,325	▲ 9
51	50	A	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。 介護事業場における就労環境に即した労務管理の確立、労働災害防止対策の推進を図るため、セミナー及び個別指導を行う。	技能実習生等外国人労働者を使用する事業場に対する監督指導への通訳同行に係る経費等について、増額要求を行っている。	187,491	210,177	22,686
52	51	A	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	5,185	5,185	0
53	52	A	「労災かくし」の排除のための対策の推進	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対し適正な保護が行われなくなることから、これを排除するための周知等を行う。	平成27年度限りで、労災かくしに関する指導・相談等業務を行う労災請求適正化相談員と、不正受給防止に関する調査・指導等の業務を行う労災保険専門調査員を廃止し、平成28年度からは、労災保険給付専門調査員を新たに設置することとしている。 これに伴い、従前の労災かくしに係るポスター・パンフレット作成経費や労災請求適正化相談員に係る経費については、労災保険給付専門調査員の設置に係る経費の一部として計上し、社会復帰促進等事業としては実施しないが、労災かくしに関する業務は引き続き適正に行うこととしている。 また、建設業者への集団指導及び事業場に対する調査事業については、「特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費」事業に統合し実施することとしている。	46,314	0	▲ 46,314

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求における見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
54	53	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の長時間労働の抑制を図るため、自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問して指導・助言等を行うとともに、業界団体未加入の事業者に対して、労働基準関係法令や改善基準告示等の重点的な周知及び相談を実施する。 発注者(荷主)を含めた(元請)貨物自動車運送業者及び下請運送業者について協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。	自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患による労災認定件数も職種別で最も多くなっていること等から、自動車運転者対策については、引き続き実施する必要があるが、予算執行率を勘案しつつ、本事業の一部を他の事業に集約して要求することとした。	105,329	58,212	▲ 47,117
56	54	A	家内労働安全衛生管理費	家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、職業病の予防及び早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。また、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病予防のため、作業環境、災害事例の実態を委託者、家内労働者等へのヒアリングによって把握し、家内労働者・委託者向けガイドブックを作成・配布する。	危険有害業務に従事する家内労働者について、平成25年度及び26年度に実態調査を実施しているが、その調査結果等を踏まえ、同業務に従事する家内労働者・委託者の安全衛生についての意識の向上等のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じた対応、委託者等以外のサプライチェーン関係者等も含めた実態把握や安全衛生確保への関与の在り方等について検討し、安全衛生の取組のモデル事例を提示する経費の要求を行うこととした結果、減額要求を行っている。	30,038	28,684	▲ 1,354
57	55	A	女性労働者健康管理等対策費	女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。また、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の周知・啓発を行う。	母性健康管理に関する事業については、事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図った結果、減額要求を行っている。 テレワークに関する事業については、「世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)」等により、社会全体へと波及させる取組を進めることとされていることから、必要な要求を行っている。	54,077	53,961	▲ 116
59	57	A	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	近年、民間金融機関からの借入金利が低かったことから、概算要求に用いる金利の設定を見直すことにより、利息支払額に係る要求額を減額した結果、減額要求を行っている。	191,550	166,757	▲ 24,793
60	58	A	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	1,367,266	1,367,248	▲ 18
61	59	A	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成及び産業医の資質向上研修に対して助成する。	定員の削減・管理諸費の見直しを行っているが、平成28年度要求においては、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく新規事業(過労死等対策に係る産業医等人材育成事業)を要求したことにより、増額要求を行っている。	5,346,126	5,482,508	136,382
62	60	A	第三次産業労働災害防止対策支援事業	第12次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施するとともに、新たに、児童福祉施設を対象として講習会を実施する。	介護施設及び医療保健施設を対象に実施していた腰痛予防教育・対策の講習会については、成果目標を達成しているところであり、対象の見直しを図った上で、引き続き実施する。	67,251	25,197	▲ 42,054
63	61	A	安全衛生施設整備費	化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備を行う。	施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行うため、引き続き要求を行うこととしている。なお、産業安全会館にかかるとり壊し工事を新規要求しているが、安全衛生総合会館の改修工事は平成27年度限りであるため、減額要求を行っている。	782,930	506,940	▲ 275,990
64	62	A	雇用均等指導員(均等担当)の設置	セクシュアルハラスメントに関する事項は、雇用均等室の相談や是正指導の中で最も多くを占めており、特に通院もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からのセクシュアルハラスメントに関する相談が増加していることから、雇用均等指導員(均等担当)を配置し、精神障害の発症及び再発を防止する。	指導員に係る人件費(社会保険料)の増加により増額要求を行っている。	20,781	20,807	26

# 社会復帰促進等事業に係る平成26年度評価の平成28年度概算要求への反映状況(平成26年度評価がAの事業)

(単位:千円)

27年度 PDCA 評価番号	26年度 PDCA 評価番号	26年度評 価	事業名	事業概要	28概算要求におけるの見直し内容	平成27年度 予算(①)	平成28年度 要求(②)	対前年度差引 額 ②-①
65	63	A	女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。	女性就業支援センターへの品川公共職業安定所の入居に伴う、施設管理経費の按分の減により、減額要求した。	66,339	47,270	▲ 19,069
66	64	A	短時間労働者健康管理啓発指導経費	パートタイム労働者に対する健康診断等についてパートタイム労働者を雇用する事業主に対して啓発指導を行うとともに、パートタイム労働者等の健康管理に関する企業の取組マニュアル及び好事例集を作成することにより、パートタイム労働者等の健康管理を推進する。	パートタイム労働者の健康管理に関する委託事業については、平成27年度で終了することとしているため、減額要求を行っている。 得られた知見は啓発資料の作成により周知する。	32,794	8,094	▲ 24,700
67	66	A	就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	20,592	20,592	0
69	68	A	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施する事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究のために必要な経費である。	「独立行政法人労働者健康福祉機構運営費」(平成28年度事業番号8)と統合	1,868,788	0	▲ 1,868,788
70	69	A	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務遂行のために必要な施設及び設備機器の整備に要する経費である。	「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費」(平成28年度事業番号8)と統合	89,133	0	▲ 89,133
71	70	A	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	近年の事業実績及び経済情勢等を踏まえ、未払賃金立替払事業費補助金等を精査の上、所要額を計上した結果、減額要求を行っている。	13,665,588	8,196,477	▲ 5,469,111
72-3	71-3	A	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	医療勤務環境マネジメントシステムの普及促進において、事業の見直しを行った結果、減額要求を行っている。	295,746	290,907	▲ 4,839
73	72	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	平成26年度の状況及び平成27年度の状況から、平成28年度の新規加入者数が増加することが見込まれるため、増額要求を行っている。	1,892,384	1,912,497	20,113
75	74	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うために必要な経費である。	交付金算定ルールに基づく効率化を行いつつ、引き続き実施することとした。	109,082	106,986	▲ 2,096
76	75	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	中期計画に基づき、必要最小限の施設整備に限定して実施することとした。	53,766	54,805	1,039
77	76	A	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 ⑤統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進	平成28年度に都道府県労働局に新組織を発足させることに伴い、サービスの向上や体制整備を行う必要があるため、増額要求を行っている。	742,489	760,447	17,958